

愛媛県労働委員会年報

令和4年

愛媛県労働委員会事務局

は じ め に

この年報は、令和4年1月から令和4年12月までの1年間において愛媛県労働委員会が取り扱った事件の概要及び委員会の活動状況を整理収録したものです。

令和4年に当委員会が取り扱った事件は、集団的労使紛争に係る不当労働行為審査事件が2件、調整事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が1件で、また、個別的労使紛争に係る労働相談が256人(月平均21人)から463件ありました。

これら事件の円滑な処理を通じ、委員及び関係各位には、御尽力、御協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

この冊子が、日頃、労使関係の業務に携わる方々の参考となり、労働委員会の活動に理解を深めていただける一助となれば幸いに思います。

令和5年3月

愛媛県労働委員会

事務局長 筒井 淑矢

目 次

第1章 労働委員会の運営	1
第1節 委員及び事務局の構成	1
1 愛媛県労働委員会委員	1
2 あっせん員候補者	2
3 事務局職員	3
4 事務局の組織	3
第2節 労働委員会の会議	4
1 総 会	4
2 公益委員会議	8
3 各種連絡会議	10
(1) 委員の会議	10
(2) 事務局の会議	15
ア 事務局長会議	15
イ 主管課長会議	15
ウ 担当者会議	16
4 各種研修	17
(1) 委員の研修	17
(2) 事務局の研修	18
第2章 労働組合の資格審査	19
第1節 概 況	19
第2節 資格審査一覧表	20
第3章 不当労働行為の審査	21
第1節 不当労働行為事件の概況	21
1 新規申立状況	21
2 事件終結状況	22
3 終結事件処理状況	23
4 業種別不当労働行為事件数	24
第2節 不当労働行為事件一覧表	25
第3節 不当労働行為事件の概要	25
○ 平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号併合事件	25
第4節 再審査事件	29
第5節 不当労働行為事件の審査の目標期間、並びに審査の目標期間の 達成状況及びその他の審査の実施状況	29
第4章 地方公営企業の認定告示	31
第1節 概 況	31

第5章 労働争議の調整	33
第1節 概況	33
1 月別件数	34
2 申請者別件数	34
3 調整事項別件数	35
4 終結区分別件数	36
5 調整所要日数別件数	37
6 業種別件数	38
第2節 調整事件一覧表	39
第3節 調整事件の概要	40
第4節 労働争議の実情調査	41
1 概況	41
2 実情調査一覧表	41
第6章 個別的労使紛争の相談・あっせん	43
第1節 相談の概況	43
第2節 あっせんの概況	46
第3節 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	47
第7章 広報活動	48
第1節 高校生・大学生等に対する周知	48
1 定時制高校等への出前授業	48
2 大学等でのセミナー・出張相談・出前授業	48
第2節 「個別労働関係紛争処理制度」の周知	49
1 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間の取組	49
2 その他の取組	49
資 料	
1 年別不当労働行為事件取扱状況	50
2 年別労働争議調整事件取扱状況	52
3 年別個別的労使紛争に関する相談・助言、あっせん事件取扱状況	56
【お知らせ】愛媛県労働委員会事務局の中予地方局への移転（令和4年8月～）	58
【最終頁（両面）】愛媛県労働委員会による労働相談等の周知	

第1章 労働委員会の運営

第1節 委員及び事務局の構成

1 愛媛県労働委員会委員

《第45期（令和3年9月6日～令和5年9月5日）》

◎会長 ○会長代理

（令和4年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職	備 考
公益委員	◎村田 毅之	松山大学法学部長	
	○大熊 伸定	弁 護 士	
	小田 敬美	愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文社会科学研究科教授	
	大野 圭介	弁 護 士	
	武智 雅子	特定社会保険労務士	
労働者委員	砂田 篤志	日本私鉄労働組合四国地方連合会執行委員長 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	
	弓立 浩二	前日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	
	曾我 一樹	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U Aゼンセン愛媛県支部長	
	田中 圭子	J A M四国書記長 J A M四国愛媛地区協議会特別役員	
	中塚 広之	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	
使用者委員	伊勢家 勝正	株式会社伊勢屋商店代表取締役	
	柴田 智恵	有限会社大豊陸送代表取締役社長 愛媛県経営者協会副会長	
	本田 美紀	有限会社オルソ本田取締役	
	植村 明雄	住友重機械工業株式会社愛媛製造所 新居浜工場工場長	
	八塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	

2 あっせん員候補者

(令和4年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
村 田 毅 之	松山大学法学部長	令和3年9月6日
大 熊 伸 定	弁 護 士	〃
小 田 敬 美	愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文社会科学研究科教授	〃
大 野 圭 介	弁 護 士	〃
武 智 雅 子	特定社会保険労務士	〃
砂 田 篤 志	日本私鉄労働組合四国地方連合会執行委員長 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	〃
弓 立 浩 二	前日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	〃
曾 我 一 樹	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U Aゼンセン愛媛県支部長	令和4年2月25日
田 中 圭 子	J A M四国書記長 J A M四国愛媛地区協議会特別役員	令和3年9月6日
中 塚 広 之	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	〃
伊 勢 家 勝 正	株式会社伊勢屋商店代表取締役	〃
柴 田 智 恵	有限会社大豊陸送代表取締役社長 愛媛県経営者協会副会長	〃
本 田 美 紀	有限会社オルソ本田取締役	〃
植 村 明 雄	住友重機械工業株式会社愛媛製造所 新居浜工場工場長	〃
八 塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	〃
筒 井 淑 矢	愛媛県労働委員会事務局長	令和4年4月1日
加 野 賢 二	愛媛県労働委員会事務局次長	令和2年4月1日
谷 建 一 郎	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長	令和3年4月1日

3 事務局職員

(令和4年12月31日現在)

職 名	氏 名	発令年月日		職 名	氏 名	発令年月日
事務局長	筒井 淑矢	4.4.1	審査調整グループ	担当係長	増原 信之	3.4.1
事務局次長	加野 賢二	2.4.1		主 任	新地左知子	4.4.1
審査調整課長	谷 建一郎	3.4.1		主 任	菊池 瞳	2.4.1
総務係長	大野 晴秀	2.4.1		主 事	村上 爽太	4.4.1
主任主事	川向 雄二	31.4.1	事務局職員兼務	担当係長	森田 京吾	3.4.1
会計年度任用職員	森重 千鶴	2.4.1		担当係長	藤井 太郎	2.4.1
				係 長	金城由希子	3.4.1
				担当係長	小林 亘	4.4.1
				担当係長	山中 綾子	4.4.1

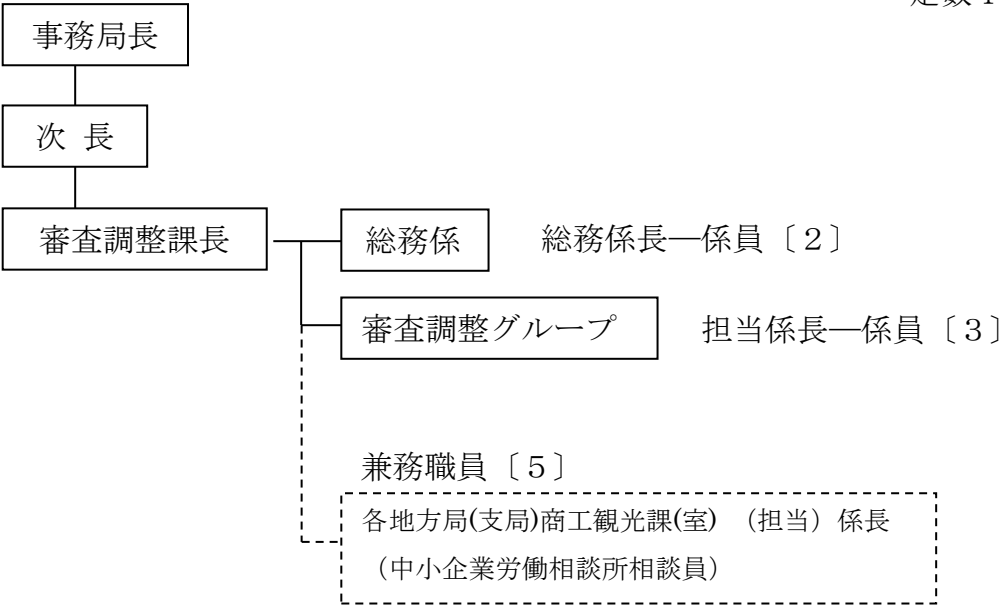
(転出)

職 名	氏 名	在任年月	職 名	氏 名	在任年月
事務局長	吉川 毅	3.4~4.3	担当係長	三原 智司	27.4~4.3
主 事	土岐川星香	31.4~4.3			

※事務局職員兼務を除く

4 事務局の組織

定数 14 現員 10



第2節 労働委員会の会議

1 総 会

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1202	R 4. 1. 28 ウェブ併用	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚	伊勢家 柴田 本田 八塚	1 不当労働行為事件について（平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号） 2 不当労働行為事件の終結について（令和元年(不)第2号） 3 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について 4 在り方・ビジョン検討小委員会の状況について 5 令和3年審査の目標期間の達成状況等の公表について 6 「個別労働関係紛争処理制度」重点相談月間における事業の結果等について
1203	2. 25 ウェブ併用	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 柴田 本田 植村 八塚	1 愛媛県労働委員会委員のあつせん員候補者の委嘱について 2 争議行為の予告について 3 第2回在り方・ビジョン検討小委員会について 4 令和4年度総会、公益委員会議及び労働相談の日程等について
1204	3. 25 ウェブ併用	村田 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚	本田 植村 八塚	1 事務局職員人事異動内示に伴うあつせん員候補者の委嘱について 2 不当労働行為事件について（平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号） 3 争議行為の予告について 4 在り方・ビジョン検討小委員会（事務局：中労委）による不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について 5 令和4年度総会、公益委員会議及び労働相談の日程について

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1205	4. 8	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 柴田 本田 八塚	1 事務局職員人事異動に伴うあっせん員候補者の委嘱等について 2 争議行為の予告について 3 令和3年度事件等取扱件数について 4 令和4年度における労働委員会の周知・啓発の取組について 5 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学でのセミナーについて 6 令和4年度委員研修について
1206	5. 27	村田 大熊 小田 武智	弓立	伊勢家 柴田 植村 八塚	1 不当労働行為事件について（平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号） 2 あっせん事件の申出について（令和4年個別第1号） 3 争議行為の予告について 4 第3回在り方・ビジョン検討小委員会の結果概要について 5 四国ブロック労働委員会会長連絡会議の結果概要について 6 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学におけるセミナーの結果概要について 7 愛媛大学及び定時制高校等でのセミナーの日程等について 8 四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題等について
1207	6. 24	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 本田 植村 八塚	1 不当労働行為事件について（平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号） 2 あっせん事件の終結について（令和4年個別第1号） 3 争議行為の予告について 4 中国・四国ブロック労委労協総会・研修会の結果概要について 5 第4回在り方・ビジョン検討小委員会の結果概要について 6 労働委員会におけるITの利用に関する調査について

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1208	7.22 ウェブ併用	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 柴田 本田 植村 八塚	1 争議行為の予告について 2 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の結果概要について 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の結果概要について 4 第5回在り方・ビジョン検討小委員会の結果概要について 5 令和4年度四国地区労使関係セミナーについて 6 愛媛大学におけるセミナー及び松山歯科衛生士専門学校への出前授業の結果概要について 7 愛媛県身体障害者団体連合会リーダー養成研修会での出張セミナー他広報について 8 労働委員会事務局移転に係る留意事項等について
1209	8.26 ウェブ併用	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 柴田 本田 植村 八塚	1 第6回在り方・ビジョン検討小委員会の結果概要について 2 令和4年度公労使委員合同研修の受講者について 3 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修の受講者について 4 愛媛県身体障害者団体連合会リーダー養成研修会での出張セミナーについて
1210	9.30	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 柴田 本田 植村 八塚	1 第39回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の結果概要について 2 第7回在り方・ビジョン検討小委員会の結果概要について 3 松山歯科衛生士専門学校への出前授業の結果概要について 4 個別労働関係紛争処理制度周知月間における取組について 5 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の出席者について 6 令和4年度公労使委員合同研修の受講概要について 7 令和4年度四国地区労使関係セミナーについて

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1211	10. 28	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 田中 中塚	伊勢家 本田 植村 八塚	1 争議行為の予告について 2 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における事業報告について
1212	11. 25	村田 大熊 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 曾我	柴田 本田 植村 八塚	1 争議行為の予告について 2 全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 3 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会の結果概要について 4 重点相談月間の取組等について 5 労働委員会規則（ウェブ審問関係）の改正について
1213	12. 9	村田 小田 大野 武智	砂田 弓立 田中 中塚 曾我	伊勢家 柴田 本田 植村 八塚	1 争議行為の予告について 2 公労使委員個別紛争専門研修の受講概要について

2 公益委員会議

回数	開催日	出席委員	主 な 議 題
1311	R 4. 3.11	村田 大熊 小田 大野 武智	1 平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件の審査経過について [報 告] 2 令和 4 年度労働委員専門相談の担当委員割当について [決 定]
1312	4.22	村田 大熊 小田 武智	1 四国ブロック労働委員会会長連絡会議の議題に対する回答案につ いて [意見交換・決 定] 2 四国労働委員会協議会総会（三者会議）の公益委員出席者につい て [決 定] 3 次回公益委員会議について [決 定]
1313	6.3	村田 大熊 小田 大野 武智	1 平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件の第 6 回審 問結果概要について [報 告] 2 労働委員会における IT の利用に関する調査について [意見交換・決 定]
1314	7.8	村田 大熊 小田 大野 武智	1 平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件の第 7 回審 問結果概要について [報 告] 2 第 39 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の提出議題等につ いて [意見交換・決 定]
1315	8.12	村田 大熊 小田 大野 武智	1 第 39 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題に対する 回答案等について [意見交換・決 定]
1316	8.26	大熊 小田 大野 武智	1 愛媛労委平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件に 関する参与委員の意見聴取について [意見聴 取] 2 （意見聴取の一部はオンライン実施） 愛媛労委平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件に ついて [合 議]

回数	開催日	出席委員	主 な 議 題
1317	9. 9	大熊 小田 大野 武智	1 愛媛労委平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件について [合 議]
1318	10. 14	村田 大熊 武智	1 変革期における雇用の確保、新しい働き方など、労使が取り組む課題について [意見交 換] 2 県における DX への取組みについて [報 告]
1319	10. 28	大熊 小田 大野 武智	1 愛媛労委平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件について [合 議]
1320	11. 11	大熊 小田 大野 武智	1 愛媛労委平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件について [合 議]
1321	12. 23	村田 大熊 小田 大野 武智	1 令和 4 年審査の目標期間の達成状況等の公表について [決定] (村田会長は議題 1 決定後退席) 2 愛媛労委平成 31 年（不）第 1 号・令和元年（不）第 3 号事件について [合 議]

3 各種連絡会議

(1) 委員の会議

○ 第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会

開催日 令和4年2月17日(木)

場 所 東京都「労働委員会会館」(対面・ウェブ会議)

出席者 弓立委員

議 題

- 1 当面の検討の進め方
- 2 不当労働行為における管轄及び除斥期間の趣旨について
- 3 不当労働行為における管轄及び除斥期間に係る問題意識及び調査の進め方

○ 第3回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会

開催日 令和4年4月25日(月)

場 所 東京都「労働委員会会館」(対面・ウェブ会議)

議 題

- 1 労働委員会の実務におけるITの活用事例について
- 2 労働委員会におけるITの利用に関する調査について

※ 諸般の事情から弓立委員欠席のため、事務局加野次長、増原担当係長が傍聴

○ 四国ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日 令和4年5月20日(金)

場 所 徳島市「徳島県庁」(ウェブ会議)

松山市「愛媛県庁」

出席者 村田会長、筒井事務局長、増原担当係長

議 題

- 1 不当労働行為の管轄及び排斥期間の考え方について (香川県労委)
- 2 手続に関与していない紛争関係者を和解協定に加えることについて (愛媛県労委)
- 3 一連の団体交渉を「継続する行為」と判断すること等について (高知県労委)

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 第4回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会

開催日 令和4年5月30日(月)

場 所 東京都「労働委員会会館」(対面・ウェブ会議)

出席者 弓立委員

議 題

- 1 不当労働行為における管轄及び除斥期間の調査結果について

○ 中国・四国ブロック労委労協総会及び研修会

開催日 令和4年6月2日(木)

場 所 松江市「労働会館」(ウェブ会議)

松山市「勤労会館」

出席者 弓立委員、中塚委員

総会

代表挨拶、労委労協代表挨拶及び本部報告、各県報告及び意見交換
研修会

講 演

「昨今の労働相談の傾向と対策」

講 師

島根労働局 労働紛争調整官 山本 崇 氏

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 全国労働委員会会長連絡会議

開催日 令和4年6月10日（金）（予定）

場 所 盛岡市

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情から中止

○ 第109回四国労働委員会協議会総会

開催日 令和4年6月17日（金）

場 所 松山市「愛媛県庁」（ウェブ会議）

出席者 （公）村田会長、大熊会長代理、小田委員、大野委員、武智委員
（労）砂田委員、弓立委員、田中委員、中塚委員、曾我委員
（使）伊勢家委員、柴田委員、本田委員、植村委員、八塚委員
（事）筒井事務局長、加野次長、谷課長、大野係長、増原担当係長
村上主事

議 題

- 1 労働基準監督署から出された是正勧告の金額の詳細な算定根拠があっせん
の被申請者（使用者側）のみに示されている場合のあっせんの進め方について
(徳島県労委)
- 2 個別労働紛争での労働相談やあっせん以外の解決方法について
(香川県労委)
- 3 シフト削減に関するあっせん申請への対応について (高知県労委)

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会

開催日 令和4年7月8日（金）

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 弓立委員

協議事項

- 1 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について

報告事項

- 1 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
- 2 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修について
- 3 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について
- 4 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局
あっせん及び労働審判件数の推移について
- 5 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について

○ 第 63 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議

開催日 令和 4 年 7 月 12 日(火)

場 所 岡山市「ピュアリティまきび」

出席者 村田会長、大野係長

議 題

- 1 使用者側からあっせん申請がなされた場合の対応について (広島県労委)
- 2 査定差別事件における立証責任の分配及び審査手続の運営について (岡山県労委)
- 3 (意見交換) 個別労働紛争での労働相談やあっせん以外の解決方法について (香川県労委)

○ 第 5 回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会

開催日 令和 4 年 7 月 21 日(木)

場 所 東京都「労働委員会会館」(ウェブ会議)

出席者 弓立委員

議 題

- 1 不当労働行為の管轄・除斥期間を除く 6 項目について
- ※ 6 項目：会計監査人による証明、命令確定後の職権による取消等、代理人許可制度の見直し、秩序維持・録音禁止等、審級省略、時効中断効果の付与

○ 第 39 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会

開催日 令和 4 年 9 月 6 日(火)

場 所 高松市「香川県庁」(ウェブ会議)

松山市「愛媛県庁」

出席者 村田会長、大熊会長代理、小田委員、大野委員、武智委員、増原担当係長

議 題

- 1 ・交渉事項を特定した団体交渉再開命令について
・団交での不誠実な対応等と不当労働行為意思の関係について (徳島県労委)
 - 2 集団あっせんの調整時における不当労働行為救済命令の救済手段の限界についての言及の是正について (高知県労委)
 - 3 不当労働行為の審査手段に係る I T 化について (愛媛県労委)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 全国労働委員会連絡協議会第 3 回運営委員会

開催日 令和 4 年 8 月 10 日(水)

対 応 全国労度委員会連絡協議会事務局からメール照会

対応者 弓立委員

協議事項

- 1 本運営委員会の開催をメール照会で行うことについて
- 2 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について

○ 第 6 回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会

開催日 令和 4 年 8 月 24 日(水)

場 所 東京都「労働委員会会館」(対面・ウェブ会議)

出席者 弓立委員

議 題

- 1 中間とりまとめ案の検討について

○ 第 39 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会

開催日 令和 4 年 9 月 6 日 (火)

場 所 高松市「香川県庁」(ウェブ会議)

出席者 村田会長、大熊会長代理、小田委員、大野委員、武智委員

議 題

- 1 交渉事項を特定した団体交渉再開命令について
団交での不誠実な対応等と不当労働行為意思の関係について
(徳島県労委)
 - 2 集団あっせんの調整時における不当労働行為救済命令の救済手段の限界に
ついての言及の是非について
(高知県労委)
 - 3 不当労働行為の審査手続に係る IT 化について
(愛媛県労委)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 第 7 回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会

開催日 令和 4 年 9 月 20 日 (火)

場 所 東京都「労働委員会会館」(対面・ウェブ会議)

出席者 弓立委員

議 題

- 1 中間報告案について
- 2 小委員会の 2 年目の検討課題等について

○ 全国労働委員会連絡協議会第 4 回運営委員会

開催日 令和 4 年 10 月 31 日 (月)

場 所 東京都「労働委員会会館」(ウェブ併用会議)
松山市「勤労会館」外

出席者 弓立委員、加野次長、大野係長

報告事項

「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会中間報告」について

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ併用会議

○ 令和 4 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日 令和 4 年 11 月 17 日 (木)

場 所 東京都「国立オリンピック記念青少年総合センター」

出席者 村田会長、武智委員

議 題

- 1 「民事裁判の IT 化」
講 師 最高裁判所事務総局 行政局第二課長 不破 大輔 氏
- 2 「山形大学事件最高裁判決」
講 師 山形県労働委員会会長 山上 朗 氏
一橋大学大学院 法学研究科 特任教授 中窪 裕也 氏

○ 第 65 回全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会

開催日 令和 4 年 11 月 17 日 (木)

場 所 東京都「国立オリンピック記念青少年総合センター」

出席者 砂田委員、弓立委員

議 題

- 1 2022 年度労委労協活動経過報告
- 2 2023 年度委労協活動方針（案）
- 3 2022 年度決算報告
- 4 2023 年度予算（案）
- 5 第 77 回全労委総会への対応

○ 第 23 回全労委使用者委員連絡協議会総会・応用研修会

開催日 令和 4 年 11 月 17 日(木)

場 所 東京都「経団連会館」

出席者 伊勢家委員、本田委員

議 題

- 1 2022 年度活動報告
- 2 2023 年度活動方針
- 3 全労委総会における副議長および意見発表者等の確認
- 4 2023 年度幹事会の体制

基調講演

「労働審判等の実態を踏まえた労働委員会の審判のあり方について」

講 師

第一協同法律事務所 弁護士 峰 隆之 氏

グループディスカッション

○ 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日 令和 4 年 11 月 17 日(木)～18 日(金)

場 所 東京都「国立オリンピック記念青少年総合センター」

出席者 (公)村田会長、武智委員

(労)砂田委員、弓立委員

(使)伊勢家委員、本田委員

(事)筒井事務局長、増原担当係長

議 事

開会挨拶 厚生労働大臣挨拶、副議長指名(公労使各側)、運営委員長報告

事務局長報告 議題審議

議 題

- 1 労働委員会の広報活動について (中国ブロック公労使提案)
- 2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について
(中労委提案)
- 3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワー
ハラスメントに係るあっせん事件への対応について
(関東ブロック公労使提案)

講 演

「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」

講 師

前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

○ 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会

開催日 令和4年11月18日(金)

場 所 東京都「国立オリンピック記念青少年総合センター」

出席者 村田会長、筒井事務局長、増原担当係長

協議事項

- 1 運営委員長の選出について
- 2 副運営委員長の選出について
- 3 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について
- 4 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について

報告事項

- 1 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
- 2 令和4年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況について
- 3 令和4年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について

(2) 事務局の会議

ア 事務局長会議

○ 四国地区労働委員会事務局長連絡会議

開催日 令和4年5月20日(金)

場 所 徳島市「徳島県庁」(ウェブ会議)

松山市「愛媛県庁」

出席者 筒井事務局長、増原担当係長

議 題

- 1 出前講座(ワークルール出前講座)の実施方法及び実施状況について
(香川県労委)
 - 2 ウェブ活用による不当労働行為事件に係る調査の手続(労委規第41条の2
第7項)について
(愛媛県労委)
 - 3 労働委員会広報の取組について
(高知県労委)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日 令和4年6月9日(金)(予定)

場 所 盛岡市

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情から中止

イ 主管課長会議

○ 四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

開催日 令和4年7月27日(水)

場 所 高知市「高知県庁」(ウェブ会議)

出席者 谷課長

議 題

- 1 労働委員会において保有する情報の公開等について
(徳島県労委)
- 2 個別的労使紛争に係るあっせんの対象とすることが適当でない紛争につい
て
(香川県労委)

- 3 労働相談事例の活用に向けた取組について (愛媛県労委)
- 4 新任事務局職員の育成方法について (高知県労委)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ会議に変更

○ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- 開催日 令和4年11月28日(月)
- 場 所 東京都「労働委員会会館」
- 出席者 加野次長
- 議 題
 - 1 資格審査における「全国的規模を持つ労働組合」の判断基準について
 - 2 審査人材の確保・育成について
 - 3 ウェブ会議による調査について
- 報告事項
 - 1 労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について

○ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- 開催日 令和4年11月29日(火)
- 場 所 東京都「労働委員会会館」
- 出席者 加野次長
- 議 題
 - 1 中央労働委員会事務局調整第一課長からの説明
 - 2 都道府県労働委員会事務局からの事例報告
 - 3 都道府県労働委員会事務局からの業務報告

ウ 担当者会議

○ 四国ブロック労働委員会事務局職員研修会

- 開催日 令和4年7月27日(水)
- 場 所 高知市「高知県庁」(ウェブ会議)
- 出席者 新地主任、村上主事
- 研修内容
 - 事例討議 各県から事前に提出されたあっせん事例等について意見交換
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ研修に変更

4 各種研修

(1) 委員の研修

○ 令和3年度労働委員会委員研修

- 開催日 令和4年1月28日(金)
- 場 所 松山市「愛媛県庁」
- 出席者 委員及び職員
- 研修内容
 - 講 演 「相談に役立つカウンセリングの技法 ～臨床心理士の役割について～」
 - 講 師 有限会社大豊陸送代表取締役社長 柴田 智恵 氏
(愛媛県労働委員会使用者委員)

○ 令和4年度公労使委員合同研修

開催日 令和4年9月1日(木)～2日(金)

場 所 東京都「一橋大学一橋講堂」

研修内容

合同研修：9月1日(木)

出席者：植村委員、八塚委員

村田会長(動画研修)、砂田委員(動画研修)

講 演

- | | | | |
|---|------------------------|-------------|---------|
| 1 | 「労働委員会について ー歴史・現状・課題ー」 | 中央労働委員会会長 | 岩村 正彦 氏 |
| 2 | 「労働法の基礎」 | 中央労働委員会公益委員 | 小西 康之 氏 |
| 3 | 事例検討1(調整関係) | | (山口県労委) |
| 4 | 事例検討2(審査関係) | | (広島県労委) |

使用者委員研修：9月2日(金)

出席者：植村委員、八塚委員

講 座

- | | | | |
|---|--------------------------|----------------|---------|
| 1 | 「労働法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」 | ひかり協同法律事務所 弁護士 | 三上 安雄 氏 |
| 2 | 「メンタルヘルスをめぐる近年の諸問題とその対策」 | 根本法律事務所 弁護士 | 根本 義尚 氏 |
| 3 | 「高齢者が活躍できる環境整備」 | 五三・町田法律事務所 弁護士 | 五三 智仁 氏 |

○ 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修

開催日 令和4年12月1日(木)～2日(金)

場 所 東京都「中野サンプラザ」

出席者 (公)武智委員 (労)曾我委員(12月1日) (使)柴田委員

研修内容

1 講 演

「裁判例の動向」

講 師

明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏

2 講 演

「労働関係法令の改正等の動向」

講 師

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 両角 道代 氏

3 事例発表

「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」 (埼玉県労委、石川県労委、京都府労委)

4 情報交換(グループディスカッション)

テーマ1 「発表事例についての意見交換」

テーマ2 「個別労働紛争処理にまつわる意見交換」

○ 令和4年度労働委員会委員研修

開催日 令和4年12月9日(金)

場 所 松山市「中予地方局」

出席者 委員及び職員

研修内容

講 演

「働き方改革関連法施行後における労働基準行政の現状と課題について」

講 師

松山労働基準監督署長 森 憲之 氏

(2) 事務局の研修

○ 令和3年度労働委員会事務局職員専門研修(第2回目)

開催日 令和4年1月25日(火) (ウェブ研修)

場 所 松山市「愛媛県庁」

出席者 増原担当係長

研修内容

1 実務経験からみた和解の留意点

2 命令原案作成、講評

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ研修に変更

○ 令和4年度労働法の初歩研修

主 催 中央労働委員会事務局(ウェブ及びDVD研修)

場 所 松山市「中予地方局」

出席者 筒井事務局長、新地主任、菊池主任、村上主事

研修内容

第1回 法とは何か 労働法の概要

第2回 労働契約法、労働基準法(1)

第3回 労働基準法(2)

第4回 安全衛生法、労災保険法

第5回 集団的労働関係、労働組合と労働組合法

第6回 集団的労使関係、紛争調整、不当労働行為救済制度

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等諸般の事情からウェブ及びDVD研修に変更

第2章 労働組合の資格審査

第1節 概 況

令和4年中の資格審査の係属件数は、前年からの繰越2件（対前年比7件減）である。

理由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが2件である。

資格審査係属・終結状況

（単位：件）

区 分 \ 年			30	元	2	3	4
係 属 状 況	前年繰越				3	5	2
	新 規	不当労働行為救済申立て		3	2	1	
		委員推薦		3		3	
		法人登記	1				
		労務供給					
		協約拡張適用					
		小 計	1	6	2	4	
	計		1	6	5	9	2
終 結 状 況	適 合		1	3		3	
	打切り					4	
	取下げ						
	計		1	3		7	
翌年繰越				3	5	2	2

第2節 資格審査一覧表

事件 番号	組合名	所在地	組合員 数(人)	申 請 年月日	終 結 年月日	申請 理由	終結 区分
31 年 2 号	全国一般愛媛地方労働 組合松山支部	松 山 市	612	31. 2. 28	(係属 中)	(不)	
元年 6 号	全国一般愛媛地方労働 組合松山支部	松 山 市	601	元. 10. 17	(係属 中)	(不)	

[注] 申請理由の（不）は不当労働行為救済申立てである。

第3章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

令和4年中の係属件数は、前年からの繰越2件（対前年比3件減）である。
令和4年中に終結したものはなかった。

不当労働行為救済申立事件の係属・終結状況

(単位：件)

年 区分		30	元	2	3	4
係属 状況	前年繰越		1	3	4	2
	新規 審査の再開	1	3	1	1	
	計	1	4	4	5	2
終結 状況	命令・決定 和解		1		2	
	取下げ				1	
	計		1		3	
翌年繰越		1	3	4	2	2

1 新規申立状況

労働組合法第7条該当号別の新規申立状況は、次表のとおりである。

7条該当号別新規申立状況

(単位：件)

7条該当号 年	30	元	2	3	4
1					
2				1	
3	1				
4					
1・2		1	1		
1・3					
1・4					
2・3					
2・4					
3・4					
1・2・3		2			
1・2・4					
1・3・4					
2・3・4					
1・2・3・4					
計	1	3	1	1	

〔注〕

1号...不利益取扱い 2号...団交拒否
3号...支配介入 4号...報復的不利益取扱い

2 事件終結状況

労働組合法第7条該当号別の終結状況は、次表のとおりである。

7条該当号別終結状況

(単位：件)

7条該当号	年 終結区分	30	元	2	3	4
1	命令・決定					
	和解				1	
	取下げ				1	
	計				2	
2	命令・決定					
	和解				2	
	取下げ				1	
	計				3	
3	命令・決定		1			
	和解				1	
	取下げ					
	計		1		1	
4	命令・決定					
	和解					
	取下げ					
	計					

〔注〕 件数は延件数である。

3 終結事件処理状況

令和4年中に終結したものはなかった。

終結区分別平均処理日数

(単位：日)

区 分 \ 年	30	元	2	3	4
命 令 ・ 決 定		398			
和 解				517	
取 下 げ				388	
総 平 均		398		474	

処理日数区分別状況

(単位：件)

区 分 \ 年	30	元	2	3	4
1 日から 30 日まで					
31 日から 100 日まで				1	
101 日から 200 日まで					
201 日から 300 日まで					
301 日から 400 日まで		1		1	
401 日から 500 日まで					
501 日から				1	

4 業種別不当労働行為事件数

業種別の係属事件数は、次表のとおりである。

業種別不当労働行為事件数

(単位：件)

業種 \ 年	30	元	2	3	4
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					
製造業		1	1(1)	1(1)	
化学工業					
非鉄金属製造業					
生産用機械器具製造業		1	1(1)	1(1)	
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業	1	1(1)			
道路旅客運送業(ハイ・タク)					
道路貨物運送業					
水運業					
郵便業(信書便事業を含む)	1	1(1)			
卸売業、小売業			1	1(1)	
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業				1	
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
娯楽業					
教育、学習支援業(自動車教習所を含む)		2	2(2)	2(2)	2(2)
医療、福祉					
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業					
複合サービス事業					
サービス業					
職業紹介・労働者派遣業					
公務					
分類不能の産業					
計	1	4(1)	4(3)	5(4)	2(2)

〔注〕 1 ()は前年繰越分で内数である。

2 業種は日本標準産業分類に基づく分類である。

第2節 不当労働行為事件一覧表

事件 番号	申立人	申 立 年月日	終 結 年月日	申 立 該当号	申立内容	終結 区分	審査 委員	参与委員		処理 日数
								労	使	
※ 平成 31年 第1号	組合	31.2.19	—	1 2	不利益取扱い 是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓立	(~R3.9.5) 大西 (R3.9.6~) 八塚	係属中
※ 令和 元年 第3号	組合	元.9.30	—	1 2 3	不利益取扱い 是正 誠実団交実施 支配介入禁止 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓立	(~R3.9.5) 大西 (R3.9.6~) 八塚	係属中

※ 令和元年10月18日に両事件の併合を決定

第3節 不当労働行為事件の概要

○平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号併合事件

1 当事者

申 立 人 A労働組合

被申立人 学校法人B

2 申立及び終結状況

平成31年2月19日 平成31年（不）第1号事件申立て

令和元年9月30日 令和元年（不）第3号事件申立て

(令和元年10月18日 令和元年（不）第3号事件と併合を決定)

3 審査委員

(長) 大熊伸定 武智雅子

4 参与委員

(労) 弓立浩二 (～令和3年9月5日) (使) 大西宏昭

(令和3年9月6日～) (使) 八塚 洋

5 申立人の請求する救済内容（法第7条1・2・3号）

- (1) 被申立人は、申立人組合員X1、同X2、同X3に対する休日・深夜の研究室利用及び休日・深夜労働に対する賃金支払の差別是正のため次の措置をとらなけ

ればならない。

ア X 1 に対して、休日・深夜の研究室利用にあたっての事前申請の有無を問題視して、就業規則上の明確な根拠もないまま、許可なく深夜及び休日勤務を繰り返した場合には再度注意書を発出すると警告するなどの威嚇措置や不利益取扱いを行ってはならず、日頃の研究・教育活動の自由を不当に制限してはならない。

イ X 1 に対して、業務のために深夜・休日労働を行った事実を確認した場合に、法人の許可がないとして賃金（割増賃金）を支給しないという不利益な取扱いをしてはならず、平成 30 年 12 月 5 日、同月 9 日、同月 11 日、同月 13 日、同月 14 日、同月 16 日、同月 17 日、同月 18 日の深夜・休日割増賃金について、業務のために深夜・休日労働を行った事実を確認している部分については法人の許可の有無を問わず、既払割増賃金との差額を支払うこと。

ウ X 2 及び X 3 に対して、日頃の研究・教育活動の自由を過度に制約して、その活動に支障を生じさせるという不利益を与えてはならない。

エ X 3 に対して、業務のために深夜・休日労働を行った事実を確認した場合に、法人の許可がないとして賃金（割増賃金）を支給しないという不利益な取扱いをしてはならない。

オ X 2 に対して、業務のために休日労働を行った事実を確認した場合に、管理監督者に該当するなどとして賃金（割増賃金）を支給しないという不利益な取扱いをしてはならない。

(2) 被申立人は、X 1 が申立人労働組合の組合活動の一環として行った SNS 上の情報発信（平成 31 年 2 月 20 日付け記事）がハラスメントに該当すると認定したことを撤回し、これをなかったものとして扱い、X 1 に対して人事上不利益な措置を課してはならない。

(3) 被申立人は、法人常務理事の Y 1 をして、被申立人の理事長らで組織する機関に X 1 に対する報復ないし威嚇的なハラスメント申立てをさせることにより申立人労働組合の運営に支配介入（組合活動の弱体化を図る行為）をしてはならない。

(4) 被申立人は、申立人労働組合が、平成 30 年 12 月 4 日付け、平成 31 年 2 月 19 日付け、平成 31 年 4 月 3 日付け、平成 31 年 4 月 22 日付けにて、それぞれ申し入れた団体交渉について以下のとおり不誠実な交渉態度を是正し、誠実に交渉に応じなければならない。

ア 申立人が、実質的な交渉を行うべく第 2 回団体交渉以降、繰り返し法人の理事長の出席を求めていたにもかかわらず、理事長の出席を拒み、実質的な交渉権限のない者を出席させて誠実な交渉を行わない態度を是正すること。

イ 申立人が、団体交渉事項として申入れを行っている、労使協定の締結当事者や就業規則改正の意見聴取対象となる過半数代表者の公正な選出手続きについて、組合との団体交渉を経ずに、自主性不備組合である教職員会に対して過半数代表者の選出を要請し、過半数代表者選出手続を進めさせて、当該手続に

より選出された過半数代表者と労使協定の締結を行って専門業務型裁量労働制の導入を図り、組合から指摘されていた法的問題点を糊塗するような態度を是正すること。

- (5) 被申立人は、申立人への便宜供与について、別組合である教職員会と差別するなどして申立人の運営に支配介入してはならず、申立人に対して組合事務所及び組合掲示板を供与するものとし、その設置場所、大きさ、個数など具体的条件について申立人と速やかに協議しなければならない。
- (6) 謝罪文の掲示

6 申立人の主張（概要）

(1) 労働組合法第7条第1号（不利益取扱い）関係

ア 次に掲げる行為は、被申立人の（あるいは被申立人に帰責されるものとして）X1組合員に対する労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(ア) 被申立人が、X1組合員の平成30年12月5日、同月9日、同月11日、同月13日、同月14日、同月16日、同月17日及び同月18日の深夜及び休日勤務を許可せず、割増手当を支給しないこと。

(イ) 被申立人が、X1組合員又は申立人執行委員長に対して、深夜及び休日勤務に関し、次の文書を交付したこと。

a 平成30年12月20日付け「注意書」

b 平成31年1月30日付け「2018年12月25日開催の団体交渉について」

c 平成31年1月30日付け「通知書」

(ウ) 常務理事であるY1教授が、X1組合員のSNS上の記事（平成30年12月20日付け及び平成31年2月20日付け発信）がハラスメントに該当するとして、平成31年3月4日付け文書により、ハラスメント申立てをしたこと。

(エ) ハラスメント防止委員会が、前記（ウ）のハラスメント申立てを受けて、調査・審議を実施し、令和2年6月8日付け文書により、X1組合員のSNS上の記事（平成31年2月20日付け発信）をハラスメントに該当すると認定したこと。

イ 次に掲げる被申立人の行為は、X3組合員及びX2組合員の研究・教育活動に支障を生じさせたものとして、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(ア) 深夜及び休日の研究室利用を原則として禁止し、深夜及び休日に、X3組合員・X2組合員の研究室に守衛を巡回させるなどして、利用目的を確認したこと。

ウ 次に掲げる被申立人の行為は、X3組合員及びX2組合員に対する労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(ア) X3組合員が申立人組合に加入して以降、同人に対して、深夜・休日労働許可制を理由に、深夜及び休日勤務にかかる割増手当を支給しないこと。

(イ) X2組合員が申立人組合に加入して以降、同人に対して、深夜・休日労働許可制及び管理監督者に該当することを理由に、深夜及び休日勤務に係る割増手当を支給しないこと。

(2) 労働組合法第7条第2号（団体交渉拒否）関係

平成 30 年 12 月 25 日（第 1 回）、平成 31 年 3 月 12 日（第 2 回）、同年 4 月 26 日（第 3 回）、令和元年 7 月 12 日（第 4 回）、同年 9 月 5 日（第 5 回）、同年 11 月 14 日（第 6 回）、同年 12 月 19 日（第 7 回）、令和 2 年 2 月 25 日（第 8 回）開催の団体交渉における、次に掲げる被申立人の行為は、労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当する。

ア 申立人が理事長の出席を要求したにもかかわらず、理事長が団体交渉に出席せず、総務担当の常務理事らを出席させ、団体交渉を行わせたこと。

イ 労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との平成 31 年 3 月 27 日付け労使協定締結に当たり、過半数代表者の選出について、申立人との団体交渉を経なかったこと。

ウ ①深夜・休日労働の把握方法及び裁量労働制の在り方について（第 4 回団体交渉）、②前記(1)ア（ウ）のハラスメント申立てについて（第 5 回団体交渉及び第 8 回団体交渉）、③令和 2 年 4 月 1 日施行の就業規則変更について（第 6 回団体交渉ないし第 8 回団体交渉）、組合が述べた意見に応答せず、説明や資料開示を拒むなどの対応をしたこと。

(3) 労働組合法第 7 条第 3 号（支配介入）関係

次に掲げる被申立人の行為は、労働組合法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当する。

ア 前記(1)ア（ウ）の行為

イ 前記(1)ア（エ）の行為

ウ 教職員会に事務所及び掲示板を貸与し、申立人に組合事務所及び組合掲示板の貸与を拒否していること。

7 被申立人の主張（概要）

本件申立てをいずれも棄却するとの命令を求める。

- (1) 被申立人の行為は適正な対応等であり、組合員であることや組合活動等を理由とする不利益取扱いに該当しない。
- (2) ハラスメント防止委員会及び同調査委員会は慎重かつ公正な手続の進行に努めてきており、不利益取扱いであるとか、支配介入であるなどと評価されるべきではない。
- (3) 実際に現場の労務管理に係る業務処理を担当している総務担当の常務理事らに交渉を担当させることは何ら不当ではないから、被申立人の対応が不誠実団交と評価されるべき理由はない。
- (4) 組合事務所・掲示板を貸与できないのは、施設管理上の都合によることであって、合理的な理由があるから支配介入に該当しない。

8 審査概要

調査回数	審問回数	証人等			処理日数
		申立人側	被申立人側	双方	
併合前 4回 併合後 16回	7回	4人	2人	3人	係属中

9 令和4年の審査状況

事件を併合して、調査を1回及び審問を4回実施した。

第4節 再審査事件

令和4年中に再審査事件はなかった。

第5節 不当労働行為事件の審査の目標期間、並びに審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況(労働組合法第27条の18関係)

1 審査の目標期間

当委員会における不当労働行為事件の審査は、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内に命令を発することを目標に実施する。

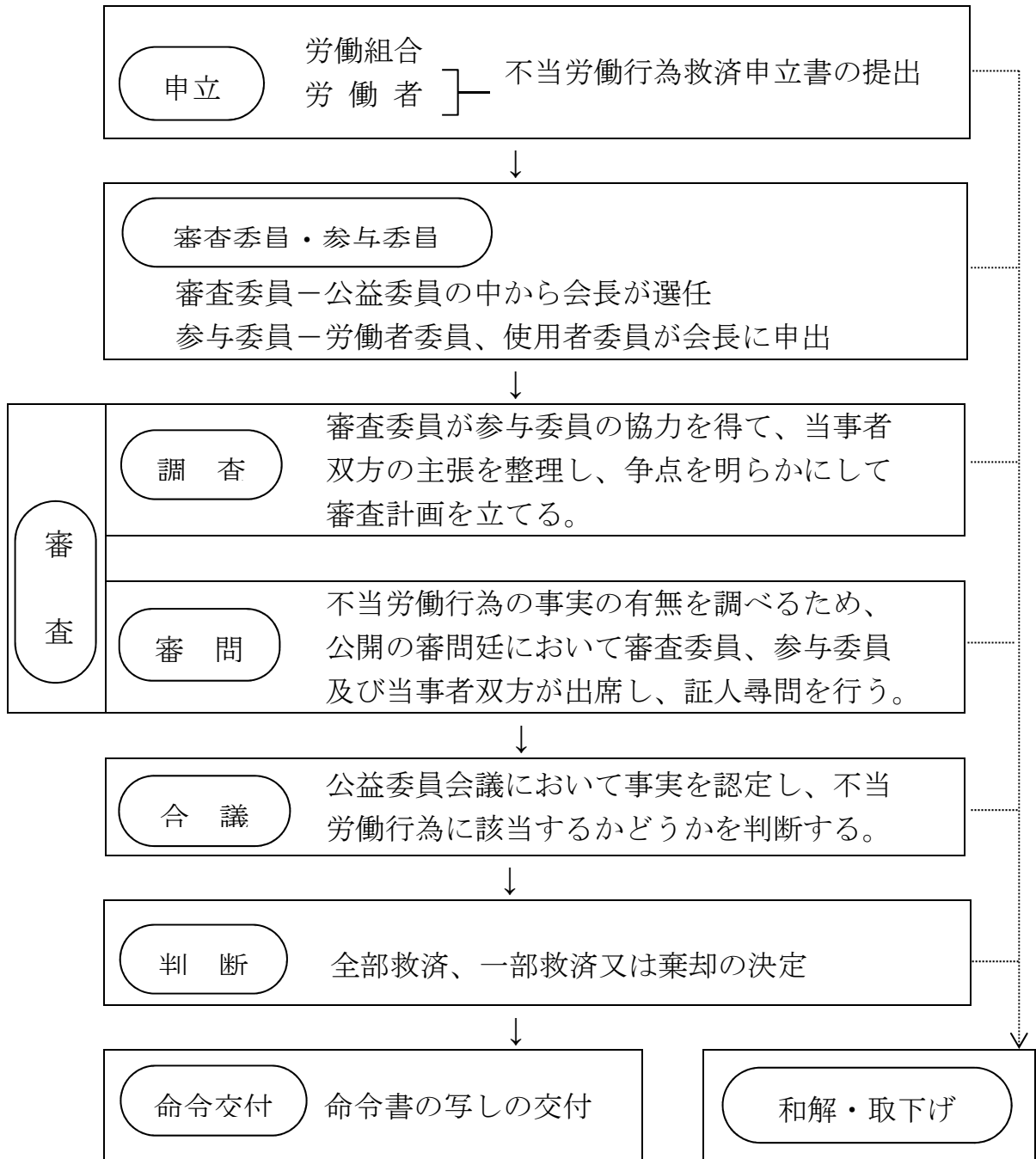
(平成17年1月14日第1112回公益委員会議決定)

2 審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況

前記第1節ないし第3節に記載のとおりである。

〔 参 考 〕

不当労働行為の審査のながれ



第4章 地方公営企業の認定告示

第1節 概 況

令和4年中に係属したものはなかった。

認定告示係属・終結状況

(単位：件)

区 分 \ 年	30	元	2	3	4
係 属 状 況				2	
終 結 状 況				2	
翌 年 繰 越					

[参 考]

○ これまでの認定告示

告示年月日	公 営 企 業 名	告示年月日	公 営 企 業 名
S 40. 11. 30	今 治 市 水 道 局	13. 5. 29	愛 媛 県 公 営 企 業
〃	中島町自動車運送事業	15. 9. 30	松 山 市 公 営 企 業 局
41. 6. 17	宇 和 島 市 水 道 局	16. 6. 11	愛 媛 県 公 営 企 業
41. 10. 14	愛 媛 県 公 営 事 業 局	16. 12. 7	松 山 市 公 営 企 業 局
42. 8. 4	松 山 市 公 営 企 業 局	17. 4. 22	〃
42. 8. 25	中島町自動車運送事業	17. 7. 8	愛 媛 県 公 営 企 業
43. 7. 5	愛 媛 県 公 営 事 業 局	18. 6. 6	〃
44. 8. 5	愛 媛 県 企 業 局	20. 8. 12	松 山 市 公 営 企 業 局
〃	愛 媛 県 病 院 局	21. 3. 17	西 条 市 立 周 桑 病 院
45. 8. 11	愛 媛 県 企 業 局	21. 6. 12	愛 媛 県 公 営 企 業
46. 7. 30	愛媛県管理局、工務局、病院局	21. 8. 7	松 山 市 公 営 企 業 局
48. 7. 13	愛媛県公営企業管理局	22. 6. 11	愛 媛 県 公 営 企 業
49. 6. 7	〃	〃	松 山 市 公 営 企 業 局
50. 3. 14	中 島 町 公 営 企 業	〃	宇 和 島 市 水 道 局
50. 9. 5	周 桑 病 院 企 業 団	23. 11. 22	松 山 市 公 営 企 業 局
〃	銅山川上水道企業団	24. 5. 11	愛 媛 県 公 営 企 業
51. 4. 6	中 島 町 公 営 企 業	25. 5. 10	松 山 市 公 営 企 業 局
51. 6. 11	愛媛県公営企業管理局	26. 5. 13	愛 媛 県 公 営 企 業
52. 6. 14	〃	27. 4. 21	〃
53. 5. 12	〃	〃	松 山 市 公 営 企 業 局
54. 5. 11	〃	R 3. 4. 20	愛 媛 県 公 営 企 業
56. 5. 19	〃	3. 5. 7	松 山 市 公 営 企 業 局
57. 6. 4	〃		
58. 6. 7	〃		
60. 2. 22	中 島 町 公 営 企 業		
60. 6. 7	愛媛県公営企業管理局		
61. 4. 8	〃		
62. 9. 11	〃		
H 7. 6. 23	愛 媛 県 公 営 企 業		
10. 7. 10	〃		
12. 5. 12	今 治 市 水 道 局		
12. 6. 6	愛 媛 県 公 営 企 業		

第5章 労働争議の調整

第1節 概況

令和4年中の調整事件係属件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請が1件あった。

最近5年間の調整事件取扱状況

(単位：件)

区 分 \ 年		30	元	2	3	4	
係属 件数	前 年 繰 越						
	新 規	あ っ せ ん	2	2		1	1
		調 停					
		仲 裁					
		計	2	2		1	1
	合 計		2	2	0	1	1
終 結 件 数		2	2	—	1		
翌 年 繰 越						1	

これらの事件の内容を項目別にみると、次のとおりである。

1 月別件数

過去5年間の新規申請事件を月別にみると、1月、6月、9月、10月、11月、12月が各1件となっている。

月 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

年 月	30	元	2	3	4
1	1				
2					
3					
4					
5					
6	1				
7					
8					
9		1			
10		1			
11				1	
12					1
計	2	2	0	1	1

2 申請者別件数

過去5年間の新規申請事件を申請者別にみると、7件とも組合申請である。なお、使用者申請、並びに、組合及び使用者からの双方申請は、1件もなかった。

申 請 者 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

年 申請者	30	元	2	3	4
組 合	2	2		1	1
使用者					
双 方					
計	2	2	0	1	1

3 調整事項別件数

係属事件を調整事項別にみると、次表のとおりである。

調 整 事 項 別 件 数

(単位：件)

年 調整事項		30	元	2	3	4
組 合 承 認 ・ 組 合 活 動						
協 約 締 結 ・ 全 面 改 訂						
協 約 効 力 ・ 解 釈						
賃 金 等	賃 金 増 額					
	一 時 金					
	諸 手 当					
	その他の賃金に関するもの				1	
	退 職 一 時 金 ・ 年 金					
	解 雇 ・ 休 業 手 当					
給 付 外 の 労 働 条 件	休 日 ・ 休 暇					
	定 年 制					
	その他の労働条件				1	
経 営 又 は 人 事	事 業 休 廃 止 ・ 縮 小					
	人 員 整 理					
	配 置 転 換				1	
	解 雇					
	その他の経営・人事				1	1
福 利 厚 生						
団 交 促 進		1	2			1
そ の 他		1				
計		2	2	0	4	2

〔注〕 1 ()内は、前年繰越分で内数。

2 調整事項が複数の場合もあるので、事件数とは一致しない。

4 終結区分別件数

係属事件を終結区分別にみると、次表のとおりである。

終 結 区 分 別 件 数

(単位：件)

年 区 分			30	元	2	3	4
係属 状況	前年繰越分						
	新 規 分		2	2		1	1
	計		2	2	0	1	1
終 結 状 況	解 決	案提示					
		その他	1				
		計	1				
	取 下 げ		1				
	規 65 II (不 開 始)					1	
	打 切 り			2			
	不 調						
	計		2	2	0	1	0
	解 決 率(%)			100	0	—	0
翌 年 繰 越 分							1

〔注〕 1 []は調停の件数(内数)であり、他はあつせんである。

2 解決率＝解決件数／(終結件数－取下件数－規65Ⅱ件数)×100

5 調整所要日数別件数

調整所要日数は、あっせん員等の調整員指名から終結までの日数であるが、令和4年中の調整員が指名された係属事件はなかった。

調 整 所 要 日 数 別 件 数

(単位：件)

所要日数 \ 年	30	元	2	3	4
5日まで					
6日から10日まで					
11日から20日まで	1	1			
21日から30日まで		1			
31日から50日まで	1				
51日以上					
調整員指名なし				1	
計	2	2	0	1	0
1件当たり平均所要日数	24.0	22.0	—	—	—
翌年繰越					1

6 業種別件数

新規申請事件を業種別にみると、「情報通信業」が1件となっている。

なお、過去5年間では、「製造業」からの申請が2件で最も多く、次いで、「建設業」、「情報通信業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉業」が各1件となっている。

業 種 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

業 種 \ 年		30	元	2	3	4
農 林 漁 業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建 設 業		1				
製 造 業			2			
	衣服その他の繊維製品製造業		2			
	一般機械器具製造業					
	その他の製造業					
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業						
情 報 通 信 業						1
運 輸 業 ， 郵 便 業						
	道路旅客運送業					
	道路貨物運送業					
	運輸に付帯するサービス業					
卸 売 業 ， 小 売 業						
金 融 業 ， 保 険 業						
不動産業，物品賃貸業						
学術研究，専門・技術サービス業						
宿泊業，飲食サービス業						
生活関連サービス業，娯楽業		1				
教育，学習支援業(自動車教習所を含む)						
医 療 ， 福 祉 業					1	
	医療業					
	社会保険・社会福祉・介護事業				1	
複合サービス事業						
サ ー ビ ス 業						
公 務						
分類不能の産業						
計		2	2	0	1	1

〔注〕業種は日本標準産業分類に基づき分類。

第 2 節 調整事件一覧表

事件 番号	業 種	調 整 区 分	申 請 者	申 請 年 月 日	調整事項	調整員	指 名 年 月 日	所 要 日 数	終 結		調 整 回 数
									年 月 日	区分	
4 年 第1号	情報通信 業	あ っ せ ん	労	4. 12. 22	団体交渉の 早期再開等	—	—	—	—	翌年 繰越	—

第3節 調整事件の概要

○令和4年調整第1号争議あっせん事件

1 当事者

(1)組 合

A労働組合

組合員数 212名

(2)使用者

株式会社B

従業員数 260名

業種 情報通信業

2 申請状況及び終結状況

令和4年12月22日 労組申請

翌年繰越

3 あっせん員及び指名年月日

未氏名（翌年繰越）

4 調整事項

団体交渉の早期再開等

5 申請に至るまでの概要

A労組は、「〇〇問題」の当該者の処分妥当性及び再発防止策についてB社と交渉していたところ、B社より一方的に団交拒否の通告があり、団交の早期再開及び同問題への納得のいく説明を求める。」などと主張して、令和4年12月22日にあっせん申請を行った。

第4節 労働争議の実情調査

1 概 況

実情調査は労働関係調整法第37条に基づき争議予告のあった事件について実施している。この1年間の調査件数は26件で、労働争議の解決により調査を終結した。

2 実情調査一覧表

番号	事 件 名	争 議 事 項	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日
1	伊予商運	賃上げ等	4. 2. 25	4. 6. 2
2	敬愛会 久米病院	〃	〃	4. 4. 25
3	清和会 和ホスピタル	〃	〃	4. 4. 21
4	真光会	〃	〃	4. 4. 7
5	北辰会 西条市民病院	〃	〃	4. 5. 18
6	財団新居浜病院	〃	〃	4. 5. 11
7	十全会 十全ユリノキ病院	〃	〃	4. 4. 27
8	八幡浜医師会立双岩病院	〃	〃	4. 5. 10
9	創精会	〃	4. 3. 10	4. 3. 24
10	真光会	夏季一時金等	4. 5. 6	4. 6. 8
11	伊予商運	〃	4. 5. 20	4. 6. 30
12	敬愛会 久米病院	〃	〃	4. 6. 28
13	北辰会 西条市民病院	〃	〃	4. 6. 27
14	財団新居浜病院	〃	〃	4. 7. 11
15	十全会 十全ユリノキ病院	〃	〃	4. 6. 24
16	八幡浜医師会立双岩病院	〃	〃	4. 7. 10
17	創精会	〃	4. 5. 26	4. 6. 16
18	伊予商運	年末一時金等	4. 10. 21	4. 12. 8
19	敬愛会 久米病院	〃	〃	4. 12. 1
20	清和会 和ホスピタル	〃	〃	4. 11. 25

番号	事 件 名	争 議 事 項	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日
21	真光会	年末一時金等	4. 10. 21	4. 12. 6
22	北辰会 西条市民病院	〃	〃	4. 12. 2
23	財団新居浜病院	〃	〃	4. 12. 9
24	十全会 十全ユリノキ病院	〃	〃	4. 11. 25
25	八幡浜医師会立双岩病院	〃	〃	4. 11. 21
26	創精会	〃	4. 10. 26	4. 11. 29

第6章 個別的労使紛争の相談・あっせん

第1節 相談の概況

平成14年のあっせん制度の導入以降、当委員会ではあっせん制度利用の事前相談として、事務局職員による助言、情報提供、あるいは適切な機関の紹介を行ってきた。

その後、労働組合組織率の低下や就労形態の多様化、景気の低迷等に伴う労働条件の切下げ等を背景に、個別的労使紛争の相談事案が増えてきていることを考慮して、平成19年11月22日から知事の委任を受け、労働委員会において、あっせん制度利用を前提としない個別的労使紛争に対する労働相談も行うこととした。

相談体制は、事務局職員（各地方局・支局の商工観光課（室）の兼務職員含む。）による執務時間内の労働相談のほか、より高度、複雑な案件等に対応するため、労働委員会委員による労働相談を原則、月1回実施している。

令和4年中の相談者数は、委員による労働相談が10人、事務局・地方局職員による労働相談が246人の計256人（月平均21人）であった。

なお、相談の内訳は、以下のとおりである。

個別的労使紛争に関する労働相談者数（件数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
委員	0	1	1	1	0	0	4	0	0	3	0	0	10
事務局	18	13	25	12	17	11	18	18	13	21	9	29	204
地方局	1	2	2	4	5	5	4	2	7	3	2	5	42
合計	19 (27)	16 (29)	28 (50)	17 (35)	22 (30)	16 (32)	26 (42)	20 (39)	20 (34)	27 (59)	11 (16)	34 (70)	256 (463)

〔注〕相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

うち新型コロナ関連（件数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務局	0	0	0	2	0	0	1	3	0	1	1	1	9
地方局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (6)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (5)	0 (0)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	10 (19)

〔注〕相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

委員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇		1		1
	配置転換		1		1
	退職			1	1
	その他の経営・人事		3	2	5
賃金等	賃金		3		3
	一時金				
	退職金				
	その他の賃金に関するもの		2		2
労働条件等	労働契約		2	1	3
	労働時間・休日・休暇		1		1
	時間外労働		1		1
	福利厚生				
	社会保険・労働保険		1	1	2
	その他の労働条件		1		1
	パワハラ・嫌がらせ		1	1	2
その他			1		1
計			18	6	24

事務局職員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇		21	8	29
	配置転換		10		10
	退職		55	5	60
	その他の経営・人事		23	9	32
賃金等	賃金		37	2	39
	一時金		3		3
	退職金		2	1	3
	その他の賃金に関するもの		17	5	22
労働条件等	労働契約		31	3	34
	労働時間・休日・休暇		42	5	47
	時間外労働		7		7
	福利厚生				
	社会保険・労働保険		25	3	28
	その他の労働条件		21	3	24
	パワハラ・嫌がらせ		64	4	68
その他			31	2	33
計			389	50	439

〔注〕相談内容が複数の場合もあるので、相談者数とは一致しない。

うち新型コロナ関連

委員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇				
	配置転換				
	退職				
	その他の経営・人事				
賃金等	賃金				
	一時金				
	退職金				
	その他の賃金に関するもの				
労働条件等	労働契約				
	労働時間・休日・休暇				
	時間外労働				
	福利厚生				
	社会保険・労働保険				
	その他の労働条件				
パワハラ・嫌がらせ					
その他					
計			0	0	0

事務局職員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇				
	配置転換				
	退職		1		1
	その他の経営・人事		1		1
賃金等	賃金		1		1
	一時金				
	退職金				
	その他の賃金に関するもの		3	1	4
労働条件等	労働契約		1		1
	労働時間・休日・休暇		2	1	3
	時間外労働		1		1
	福利厚生				
	社会保険・労働保険		3		3
	その他の労働条件		2	2	4
パワハラ・嫌がらせ					
その他					
計			15	4	19

〔注〕相談内容が複数の場合もあるので、相談者数とは一致しない。

第2節 あっせんの概況

令和4年中の個別的労使紛争あっせん事件係属件数は、新規申出が1件であった。申出は、労働者からのもので、紛争内容は、賃金、労働契約などである。

また、令和4年の係属事件の終結区分は、不開始1件となった。終結事件の平均所要日数は、48.0日である。

令和4年中に取り扱った事件の解決率は、0.0%で、平成30年以降5年間の解決率は、50.0%となった。

〔注〕 解決率＝解決件数/（取扱件数－取下げ件数－不開始件数－未決事件数）

係属及び終結の状況

（単位：件）

年		30	元	2	3	4
区分						
係属状況	前年繰越				2	
	新規	4	1	4	2	1
	計	4	1	4	4	1
終結状況	解決	1	1			
	打ち切り	1		1		
	取下げ			1	1	
	不開始	2			3	1
	計	4	1	2	4	1
翌年繰越				2		

紛争内容別状況（新規）

（単位：件）

年		30	元	2	3	4
紛争内容						
経営・人事	解雇	1		2		
	配置転換					
	退職		1		1	
	その他の経営・人事			2		
賃金等	賃金					1
	一時金					
	退職金					
	その他の賃金に関するもの			1		
労働条件等	労働契約					1
	労働時間・休日・休暇					
	時間外労働					
	福利厚生					
	社会保険・労働保険			1		
	その他の労働条件					
パワハラ・嫌がらせ		3	1	1	2	
その他						
計		4	2	7	3	2

〔注〕 紛争内容が複数の場合もあるので、事件数とは一致しない。

第3節 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

事件 番号	業 種	処 理 結 果	終結内容(要旨)	申出年月日 指名年月日 終結年月日 所 要 日 数 調 整 回 数	あっせん 委 員
	調整事項				
個別 4-1	生活関連サービス業	不 開 始	就業規則の周知徹底、賃金引上げ、昇給制度導入、組織再編による労務管理の徹底等といった労働条件の改善及び自身の労働条件変更についての納得のいく説明を求めて、あっせんの申出があった。 被申出者から、解決しないと判断したとして、あっせんには応じない旨の回答があり、あっせんの実施は困難と判断し、不開始とした。	4. 4. 18 — 4. 6. 4 48 日 —	—
	労働条件の改善及び自身の労働条件変更についての説明				

第7章 広報活動

第1節 高校生・大学生等に対する周知

労働基準関係法令に抵触する環境でアルバイトをさせる、いわゆる「ブラックバイト」が社会問題となるなど、若者を取り巻く労働環境が厳しくなっていることから、労働委員会制度の周知の一環として、労働委員が定時制高校、大学等に出向いて、職場での労働トラブルの未然防止に役立つ講義を実施した。講義では質問を受けたり、アンケートを実施したりして、労働相談にも対応している。

大洲高校肱川分校での出前授業についてはTVニュースで、松山東雲女子大学・松山東雲短期大学でのセミナーについては、新聞とTVニュースで報道された。

また、県内大学等に対し、セミナー・出前授業の案内や学生向けの周知用チラシの配布を行った。

1 定時制高校等への出前授業

高 校	日 時	出席者	内 容	講 師
愛媛大学 付属高校	R4.1.26 (水) 13:30～15:10 (90分)	1年生 (120名)	出前授業 「職場のトラブル 労働相談」	(公)小田委員
松山南高校 (定時制)	R4.12.8 (木) 20:20～21:05 (45分)	1～4年生 (36名)	出前授業 「職場のトラブル 労働相談」	(公)大野委員
大洲高校 肱川分校 (昼間定時制)	R4.12.13 (火) 11:40～12:25 (45分)	1～3年生 (7名)	〃	(使)本田委員
今治西高校 (定時制)	R4.12.19 (月) 17:50～18:35 (45分)	1～4年生 (13名)	〃	(労)砂田委員

2 大学等でのセミナー・出張相談・出前授業

大学等	日 時	出席者	内 容	講 師
松山東雲女子 大学・松山東 雲短期大学	R4.5.17 (火) 9:00～9:50 (50分)	1年生 (約180名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)村田会長
愛媛大学 法文学部	R4.6.22 (水) 8:30～10:00 (90分)	学生 (327名)	労働トラブル 予防セミナー (オンライン 非同期型、1 週間視聴可)	(公)小田委員
	R4.6.23 (木) 19:40～21:10 (90分)			
松山歯科衛生 士専門学校	R4.7.6 (水) 14:50～16:20 (90分)	1年生 (41名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)小田委員

大学等	日 時	出席者	内 容	講 師
松山歯科衛生士専門学校	R4.9.15(木) 14:50～16:20 (90分)	3年生 (38名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)小田委員

第2節 「個別労働関係紛争処理制度」の周知

1 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間の取組

就業形態の多様化や労働組合の組織率の低下等に伴い、増加している個別的労使紛争の解決に関する制度の周知を図るため、平成21年度から全国の労働委員会と連携し、毎年10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、各種のPR活動を行っている。

令和4年は、期間中、「出張労働相談 I N県立図書館」及び「夜間電話相談」を実施するとともに、各報道機関への資料提供、SNSを含む県広報媒体の活用、関係機関等におけるポスター掲示やリーフレット配置など、制度を周知するためのPR活動を重点的に行った。

○ 出張労働相談 I N県立図書館（労働相談～ひとりで悩まないで～）

日 時	R4.10.4（火）13:30～17:00
相談者	2名
相談員	(公)村田会長 (労)曾我委員 (使)植村委員

○ 夜間電話相談（こんばんは労働相談）

日 時	R4.10.14、21（金）17:15～20:00
相談者	1名
相談員	事務局職員

2 その他の取組

年間を通じた周知活動の一環として、平成28年度から12月を重点相談月間として、相談の掘り起しを図っており、令和4年は、「日曜電話相談」及び「定時制高校への出前授業」を実施した。

○ 日曜電話相談

日 時	R4.12.18（日）13:00～17:00
相談者	0名
相談員	事務局職員

○ 定時制高校への出前授業（R4.12.8（木）松山南高校、R4.12.13（火）大洲高校肱川分校、R4.12.19（月）今治西高校）【再掲】

資 料

1 年別不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

区分 年	係属状況			終 結 状 況						翌年繰越
	前年繰越	新規	計	救済	棄却	却下	和解	取下	計	
S 21										
22		6	6	1			4		5	1
23	1	11	12	1		1	4	4	10	2
24(1～5月)	2	4	6		1		3	2	6	
24(6～12月)		5	5		1			1	2	3
25	3	3	6			1		4	5	1
26	1	13	14	4	1	1	6		12	2
27	2	4	6	1			4	1	6	
28		13	13	2	1		3	3	9	4
29	4	16	20				10	3	13	7
30	7	8	15		5		3	5	13	2
31	2	12	14	1	1		7	4	13	1
32	1	9	10				5	4	9	1
33	1	6	7	1			2	3	6	1
34	1	4	5	1			2	2	5	
35		6	6				3	3	6	
36		13	13				2	8	10	3
37	3	12	15	1	1		4	8	14	1
38	1	23	24	1			15	6	22	2
39	2	17	19	2			12	1	15	4
40	4	27	31	1	1	1	14	5	22	9
41	9	23	32		3		14	9	26	6
42	6	8	14		1		5	5	11	3
43	3	7	10	1		1	2	3	7	3
44	3	14	17				8	5	13	4
45	4	12	16				5	5	10	6
46	6	8	14				3	2	5	9
47	9	12	21	1	1		3	4	9	12
48	12	14	26				9	6	15	11
49	11	21	32				5	7	12	20
50	20	11	31	1			10	8	19	12
51	12	13	25	3			12	4	19	6
52	6	14	20	1			<1> 6	5	<1> 12	8
53	8	10	18				<1> 5	6	<1> 11	7
54	7	6	13	1	1		4	4	10	3
55	3	9	12				9		9	3
56	3	8	11				7	1	8	3
57	3	12	15		1		10		11	4
58	4	16	20				18		18	2
59	2	8	10				5		5	5
60	5	5	10				4	2	6	4

- 〔注〕 1 昭和24年6月に改正労働組合法が施行され、不当労働行為制度が改正された。
 2 < > 内の数字は、分離事件で外数である。

年	区分	係属状況			終 結 状 況						翌年繰越
		前年繰越	新規	計	救済	棄却	却下	和解	取下	計	
61		4	12	16	2			4	1	7	9
62		9	11	20	1			8	1	10	10
63		10	9	19	1			6	3	10	9
H元		9	1	10	4			3	2	9	1
2		1	5	6				2		2	4
3		4	2	6	1	1		2		4	2
4		2	1	3	1			1		2	1
5		1	4	5				3		3	2
6		2	7	9	2			4		6	3
7		3	3	6				1		1	5
8		5	1	6				1		1	5
9		5	2	7	1			1	2	4	3
10		3	2	5				2		2	3
11		3	3	6	1			2	1	4	2
12		2	4	6	3			1	1	5	1
13		1	1	2				2		2	
14			2	2					1	1	1
15		1		1							1
16		1	4	5	1			2	1	4	1
17		1	1	2	1					1	1
18		1		1							1
19		1		1	1					1	
20			1	1							1
21		1	2	3	<1> 1			1		<1> 2	1
22		1	2	3	1			1		2	1
23		1	1	2				1		1	1
24		1		1				1		1	
25			1	1							1
26		1	1	2				1		1	1
27		1		1				1		1	
28											
29											
30			1								1
R元		1	3	4		1				1	3
2		3	1	4							4
3		4	1	5				2	1	3	2
4		2		2							2
計		—	532	—	47	21	5	300	157	530	—

〔注〕 1 平成11年の新規には、審査の再開1件を含む。

2 〈 〉 内の数字は、分離事件で外数である。

2 年別労働争議調整事件取扱状況

(単位:件)

区分 年	係 属 状 況							終 結 区 分					
	件 数			区 分									
	前年 繰越	新規	計	あつせん 職権	調 停 請求	仲裁		解決	不調	打切	不適	取下	計
昭和													
21	-	1	1		1				1				1
22		14	14	10	1	4	1	7	3	1		3	14
23		29	29	15	1	14		16	2	3		8	29
24		18	18	15		3		10				8	18
25		13	13	11		2		10	1	1		1	13
26		32	32	27	8	5		23	3	4		2	32
27		38	38	32	10	6		24	5	5		4	38
28		37	37	33	5	4		24	2	9		2	37
29		44	44	41	4	3		33		8		3	44
30		25	25	25	2			14		7		4	25
31		35	35	35	2			29		5		1	35
32		51	51	50	1	1		38		7		6	51
33		46	46	46	2			35		6		5	46
34		52	52	52				38	1	3		10	52
35		40	40	39	1	1		29		5		6	40
36		49	49	47	2	2		39	1	4		5	49
37		104	104	104	20			61		41		2	104
38		86	86	86	26			68		15		3	86
39		109	109	109				81		20		8	109
40		61	61	61	1			48		7		6	61

区分 年	係 属 状 況								終 結 区 分					
	件 数			区 分										
	前年 繰越	新規	計	あっせん 職権	調 停 請求	仲裁	解決	不調	打切	不適	取下	計		
41		27	27	27				20		6		1	27	
42		48	48	47	9		1	23		14		11	48	
43		37	37	37				21		6	1	9	37	
44		30	30	30				17		6	2	5	30	
45		91	91	91				46		37		8	91	
46		64	64	57		7		31	2	24		7	64	
47		47	47	44	1	2	1	21		11		15	47	
48		33	33	33				17		14		2	33	
49		22	22	21		1		11		6		5	22	
50		37	37	36		1		16		13		6	35	
51	2	29	31	(2) 29		1	1	20		(2) 10	〔移管〕 1		(2) 31	
52		38	38	38				22		7		7	36	
53	2	32	34	(2) 33			1	24		1		(2) 6	(2) 31	
54	3	12	15	(3) 15				(1) 7		1		(1) 5	(2) 13	
55	2	21	23	(2) 23				(1) 10		1		(1) 4	(2) 15	
56	8	12	20	(8) 20				5		3		(1) 4	(1) 12	
57	8	24	32	(8) 31		1		(5) 20		3		(3) 7	(8) 30	
58	2	12	14	(2) 14				8		(1) 5		(1) 1	(2) 14	
59		15	15	15				10		1		3	14	
60	1	14	15	(1) 15				10		2		(1) 2	(1) 14	
61	1	15	16	(1) 16				(1) 13		1		2	(1) 16	

区分 年	係 属 状 況							終 結 区 分					
	件 数			区 分									
	前年 繰越	新規	計	あつせん 職権	調 停 請求	仲裁		解決	不調	打切	不適	取下	計
62		8	8	8				3		1		3	7
63	1	8	9	(1) 9				2		(1) 4		2	(1) 8
平成 元	1	10	11	(1) 10	1			4		(1) 2		3	(1) 9
2	2	6	8	(2) 6	1		1	(1) 4				(1) 4	(2) 8
3		2	2	2				1		1			2
4		1	1	1				1					1
5		9	9	9				3				6	9
6		9	9	8	1			3		2		4	9
7		3	3	2	1					1		2	3
8		2	2	1	1				1	1			2
9		3	3	1	2			1				1	2
10	1	3	4	2	(1) 2			1				(1) 2	(1) 3
11	1		1	(1) 1								(1) 1	(1) 1
12		7	7	7				3		3			6
13	1	2	3	(1) 2	1			(1) 2				1	(1) 3
14		3	3	2	1			2		1			3
15		3	3	3				1		1			2
16	1	2	3	(1) 3				1		(1) 1		1	(1) 3
17		5	5	5				3				1	4
18	1	3	4	(1) 4				(1) 2		1			(1) 3
19	1	8	9	(1) 8	1			(1) 5	1	1		2	(1) 9

区分 年	係 属 状 況								終 結 区 分					
	件 数			区 分										
	前年 繰越	新規	計	あっせん 職権	調 停 請求	仲裁	解決	不調	打切	不適	取下	計		
20		3	3	3				3					3	
21		9	9	8		1		6	1				7	
22	2	6	8	(2) 7		1		(2) 5		1			(2) 6	
23	2	10	12	(1) 10		(1) 2		(1) 5	(1) 1	5			(2) 11	
24	1	4	5	(1) 5				3		(1) 1		1	(1) 5	
25		7	7	7				4			1	1	6	
26	1	2	3	(1) 3						1	(1) 2		(1) 3	
27		5	5	5				2			3		5	
28		2	2	2				1			1		2	
29		2	2	2				1		1			2	
30		2	2	2				1				1	2	
令和 元		2	2	2						2			2	
2			0										0	
3		1	1	1							1		1	
4		1	1	1									0	
計	45	1,697	1,742	(43) 1,662	96	(2) 75	1	5	(15) 1,072	(1) 25	(7) 354	(1) 12	(13) 233	(37) 1,696

[注] ()内は、前年繰越分で内数。

3 年別個別的労使紛争に関する相談・助言、あっせん事件取扱状況

(単位:人、件)

区分 年	相談・助言			あ　っ　せ　ん										
	労	使	計	係　属　件　数					終　結　件　数					翌年 繰越
				前年 繰越	新　規			計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
					労	使	計							
平成														
14					6		6	6	1	1	2	2	6	
15					7		7	7	2			4	6	1
16				1	7		7	8	3		1	2	6	2
17				2	3		3	5	1		1	3	5	
18					3		3	3	3				3	
19	27	1	28		10		10	10	4	2		3	9	1
20	272	16	288	1	9		9	10	9		1		10	
21	277	22	299		12		12	12	10			1	11	1
22	291	20	311	1	12		12	13	9	1		2	12	1
23	253	5	258	1	8	1	9	10	4	2	1	3	10	
24	211	6	217		2		2	2	1			1	2	
25	353	9	362		10		10	10	1			7	8	2
26	315	9	324	2	4		4	6	2	1		3	6	
27	334	6	340		2		2	2	1				1	1
28	252	13	265	1	3		3	4	2	1		1	4	
29	286	12	298		3		3	3				3	3	
30	298	30	328		4		4	4	1	1		2	4	

区分 年	相談・助言			あ　っ　せ　ん											
	労	使	計	係　属　件　数					終　結　件　数					翌年 繰越	
				前年 繰越	新　規			計	解決	打切り	取下げ	不開始	計		
					労	使	計								
令和 元	278	13	291		1		1	1	1					1	
2	227	12	239		4		4	4		1	1			2	2
3	252	25	277	2	2		2	4			1	3		4	
4	224	32	256		1		1	1					1	1	
計	4,150	231	4,381	11	113	1	114	125	55	10	8	41	114		11

〔注〕 平成14年4月1日から知事の委任を受け、個別的労使紛争に係るあっせん制度を実施。
平成19年11月22日から知事の委任を受け、個別的労使紛争に係る労働相談を実施。

【お知らせ】

愛媛県労働委員会事務局は、令和4年8月1日より当面、愛媛県庁第二別館から松山市内の中予地方局に移転しました。

御相談等のため来局される場合には、電話等で御連絡をお願いします。

なお、移転に際して、電話番号及びFAX番号の変更はありません。

令和5年3月発行

愛媛県労働委員会年報

—令和4年—

編集発行者

愛媛県労働委員会事務局

〒790-8502

松山市北持田町132番地

電話 089(912)2990(ダイヤルイン)

089(912)2996(相談専用)

089(912)2989(FAX)

ホームページアドレス(URL)

<https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>
